
山口県民生委員児童委員協議会

<団体概要>

- ・ 設立

昭和39年（1964年）4月1日

- ・ 設立目的

民生委員法第20条の規定に基づき、民生委員・児童委員を構成員とする組織「民生委員児童委員協議会」が一定区域ごとに設置されており、より広域に活動するための市町民生委員児童委員協議会を構成員とする連合組織であり、民生委員・児童委員活動の実践の発展を図ることを目的とする。

- ・ 事業内容

民生委員・児童委員活動の強化推進に関する調査研究や研修の実施、情報提供など

- ・ 構成団体

市町民生委員児童委員協議会

<重点目標>

- （1）さまざまな課題を抱えた人びとや親子に対する個別支援活動の充実を図る。
- （2）地域の幅広い関係者と連携し、地域のつながり、地域の力を高める。
- （3）民生委員・児童委員が行う地域福祉活動の充実を図る。
- （4）児童委員制度やその活動への理解の促進を図る。
- （5）地区民協活動の活性化並びに民生委員・児童委員の資質向上に取り組む。
- （6）「活動強化方策」を基に、地域の特性を踏まえた取り組みへの働きかけ、及び活動環境の整備を図る。
- （7）「ふれあいのネットワークづくり運動」の推進及び継続のための研究協議に取り組む。

【実践申合せ事項】

- （1）「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針（民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針〔改訂第4版〕）」に沿った活動の推進。
- （2）地域で生活し、支援を要する方への個別相談支援の充実を図るべく、近隣住民や福祉員、自治会長、老人クラブ員等との連携のもとに「ふれあいのネットワークづくり運動」の推進及び継続に向けての研究協議に取り組む。
- （3）県・市町社会福祉協議会との連携を深め、「福祉の輪づくり運動」のさらなる推進に取り組む。
- （4）課題を抱えながら周囲に助けを求められない人々や親子を早期に発見し、支援につなぐことで課題の深刻化を防止するために、幅広い人々や関係機関と連携・協働して取り組む。
- （5）「地域共生社会」の実現に向けて、介護保険制度、生活困窮者自立支援制度、こども基本法、障害者自立支援法、認知症基本法、孤独・孤立対策推進法など、福祉にかかる制度・施策・サービスについて研修を深め、生活困窮者、地域で孤立した人への支援に向けて、保健・医療・福祉に関わる関係機関・団体との連携強化に取り組むとともに、生活

福祉資金の周知と活用の促進に取り組む。

- (6) 「共同募金運動」「歳末助け合い運動」の推進に対し積極的に協力する。
- (7) 地区民児協の組織体制の充実を図るとともに、地域福祉活動の展開、民生委員・児童委員の資質向上に向けた研修など、主体的な活動展開を積極的にすすめる。
- (8) 「活動強化方策」地域版策定により、意識すべき民生委員・児童委員としての基本や、活動、民児協活動を整理した上で今後の取組につなげる。
- (9) 「全国児童委員活動強化推進方策2017」に基づき、すべての民生委員が児童委員であることを意識した活動に取り組む。
- (10) 市町における「地域福祉計画」及び市町社協の「地域福祉活動計画」の策定に向けて、引き続き参画し計画の推進に取り組む。

＜要望事項＞

1 取りまとめの経緯

山口県民生委員児童委員協議会 常任理事会、理事会において協議を行い、実践申し合せ事項及び要望事項を取りまとめた。

(1) 会 議

ア 常任理事会

- (ア) 期 日 令和8年5月28日（木）
- (イ) 会 場 山口市「山口県総合保健会館」
- (ウ) 出席者 常任理事9名

イ 理事会

- (ア) 期 日 令和8年6月16日（火）
- (イ) 会 場 山口市「山口県社会福祉会館」
- (ウ) 出席者 理事16名

(2) 協議内容

「住みたい地域で 誰もが安心して 心豊かに 暮らし続けることができる まちづくり」を目指して、住民の立場に立った個別相談支援活動をはじめ、見守りのネットワークづくり、児童問題・子育て支援に関わる取組を推進する。

また、民生委員・児童委員の資質向上のための研修体制の充実と、民児協組織・機能の強化を重点目標に定め、地域住民の基本的人権の擁護を根底に、常任理事会及び理事会で研究協議を行い実践申し合せ事項や要望を決定した。

2 要望事項

(1) 民生委員・児童委員活動の推進強化を図るための活動費を増額

ア 最近の物価高騰や、民生委員・児童委員活動の変化や活動範囲の拡大に対応するため、民生委員活動費や民児協活動推進費を増額していただきたい。（重点・継続）

(2) 民生委員・児童委員、主任児童委員活動への理解と協力を広げ、なりて確保につなげる活動の充実と環境整備

ア 地域の生活課題が複雑化、複合化する中で、地域住民の身近な相談役であり、支援へのつなぎ役である民生委員・児童委員には、地域福祉活動の推進役として様々な

役割が期待され、活動に係る負担も重くなっています。こうした中、なりてを確保し、活動を継続するためには、民生委員・児童委員の役割等について、社会的認識を広げ、委員が長く活動できる環境づくりが大切です。そのためにも、より一層積極的な広報活動に取り組んでいただきたい。（継続）

イ 民生委員・児童委員活動を行う従事者に配慮する企業への支援や社会福祉法人の地域貢献活動の一環として民生委員・児童委員活動に従事することの推奨など、現役世代や福祉専門職など多様な地域の人々が民生委員・児童委員として活動できるよう、環境整備に十分な配慮をしていただきたい。（継続）

（３）委員活動の活性化や効率的展開のために、委員制度の見直しと弾力運用

ア 民生委員・児童委員活動の活性化、効率的な活動展開のために、単位民児協の設置要件及び区域担当民生委員・児童委員、主任児童委員の配置基準の見直しや、制度の弾力運用を図っていただきたい。特に、主任児童委員については、実態に鑑み学校区単位の配置等、弾力的な運用を行っていただきたい。（継続）

イ 民生委員・児童委員に関し、厚生労働大臣による委嘱の維持や民生委員法、児童福祉法上の連携規定創設等が図られましたが、実際の活動において今後ともその一体性が確実に担保されるよう、十分に配慮をしていただきたい。（継続）

（４）民生委員・児童委員、主任児童委員活動の効果的な活動のため全国的なＩＣＴ環境の整備とデジタル化の促進

ア デジタル化の進展に伴い、民生委員・児童委員においても、活動の負担軽減のための業務のオンライン化や仕事をしながらオンライン会議やリモート研修会への参加などのＩＣＴ化が迫られていることから、ＩＣＴ化の基盤整備を国に働きかけていただきたい。（継続）

（５）包括的支援体制整備の拡充に向け委員活動に必要な情報提供を適切な配慮

ア 孤独・孤立をはじめとする地域福祉課題に対応する包括的支援体制の構築と実践の促進は、「地域の身近な相談相手」である民生委員・児童委員活動のめざすところです。住民の身近な圏域における体制整備に向け、民生委員・児童委員が活動するためには、住民に関する情報は非常に重要なものであることから、情報提供について、市町によって格差が生じないよう適切に行っていただくよう配慮していただきたい。（継続）

（６）民生委員・児童委員及び主任児童委員のための研修の充実・強化

ア 地域での活動に必要とされる幅広い知識の習得を図るための研修が重要であるため、研修事業の充実・強化を図っていただきたい。（継続）

イ 区域内の児童福祉を中心的に担当する主任児童委員の活動強化を図るために、児童委員・主任児童委員に特化した研修の充実強化を図っていただきたい。（継続）